


様式第3号(第12条関係)


会 議 録

会議の名称	第23回越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理審議会
開催日時	令和7年7月30日(水) 午前・ <input type="checkbox"/> 午後 2時00分から 午前・ <input type="checkbox"/> 午後 3時24分まで
開催場所	吉川市役所201会議室
出席委員(者)氏名	小倉重治委員、菊名剛委員、菊名三津男委員、末重秀二委員、鈴木繁委員、鈴木晴夫委員、細田哲也委員、谷口巖委員、永塚守利委員、中村嘉市委員、村瀬信雄委員
欠席委員(者)氏名	木崎秀夫委員、竹内清武委員、名倉定一委員
担当課職員職氏名	吉川美南駅周辺地域整備課課長 秋谷裕司 吉川美南駅周辺地域整備課副主幹 小林浩二 吉川美南駅周辺地域整備課主査 木村克芳 吉川美南駅周辺地域整備課主査 秋谷安紀 吉川美南駅周辺地域整備課主査 九鬼智典 吉川美南駅周辺地域整備課主事 高橋佑助
会議次第と会議の公開又は非公開の別	(1) 開会 (2) 事業進捗状況について (公開) (3) 第16回仮換地指定について (非公開) (4) 施行者限りの処理について (非公開) (5) その他 (電柱の宅地内建柱について) (報告) (公開)
非公開の理由 (会議を非公開にした場合)	「第16回仮換地指定について」「施行者限りの処理について」は、吉川市情報公開条例第7条第2号に規定されている「個人に関する情報」等が含まれるため、吉川市市民参画条例施行規則第3条第2号の規定に基づき、非公開とする。
傍聴者の数	0人
会議資料の名称	・次第 ・席次表 ・審議会委員名簿 ・事業進捗状況について (資料1)

	<ul style="list-style-type: none"><li>・第16回仮換地指定について（資料2）（回収資料）</li><li>・施行者限りの処理について（資料3）（回収資料）</li></ul>
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	細田哲也委員、村瀬信雄委員
その他の必要事項	無

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)	
事務局	(1) 開 会
	(2) 配付資料の確認
末重会長	(3) 会長の挨拶
事務局	(4) 会議の成立
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の成立は、土地区画整理法第62条第3項の規定により、委員の半数以上の出席が必要とされています。</li> <li>・本日、委員14名のうち11名が出席のため、本審議会は成立していることを報告します。</li> </ul>
末重会長	(5) 議事録の署名委員の選出
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日の議事録署名委員は、細田哲也委員、村瀬信雄委員にお願いします。</li> </ul>
事務局	(6) 会議の公開・非公開の決定
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日の議事である「第16回仮換地指定について」、「施行者限りの処理について」は、閲覧していただく資料に地権者の個人情報に記載されているなど、吉川市情報公開条例第7条第2号に規定されている「個人に関する情報」等が含まれるため、吉川市市民参画条例施行規則第3条第2号の規定に基づき、非公開とすることが妥当であると考えます。</li> </ul>
各委員	(異議なし)
	(7) 議事
	<b>【事業進捗状況について】</b>
事務局	(「事業進捗状況について(資料1)」を用いて説明。)
	<b>【質疑応答】</b>
各委員	・無し
末重会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問がないようですので、次の議題に移ります。</li> <li>3番「第16回仮換地指定について」、事務局は、諮問文を朗読の上、説明をお願いします。</li> </ul>

事務局	<p><b>【第16回仮換地指定について】</b>          (「諮問文第32号」朗読。)          (「第16回仮換地指定について」(資料2)を用いて説明。)</p> 
	<p>(第16回仮換地指定について(資料2)及び従前の土地図及び第16回仮換地指定位置図)</p>
各委員	<p><b>【質疑応答】</b>          ・無し</p>
末重会長	<p>・諮問第32号「第16回仮換地指定について」、原案に異存のない方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(全員挙手)</p>
末重会長	<p>・全員挙手により、諮問第29号「第16回仮換地指定について」は、原案のとおり、異存のない旨を答申いたします。          事務局は、答申書の準備をお願いします。</p> <p>(会長が答申書へ署名・捺印)</p> <p>・事務局は、答申文を代読願います。</p>
事務局	<p>(答申文の代読)</p>

事務局	<p><b>【施行者限りの処理について（報告）】</b>  （「施行者限りの処理について」（資料3）を用いて説明。）</p> 
各委員	<p><b>【質疑応答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無し</li> </ul>
末重会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5番「その他、電柱の宅地内建柱について」事務局から説明をお願いします。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回の審議会において、委員からの意見のあった下記2点について説明 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 工事や事業の進捗状況等の説明を受けたいので、審議事項がない場合でも、定期的に審議会を開催してほしい。  (配布資料なし、口頭説明)</li> <li>2) 本地区の、電柱の宅地内建柱の計画について、他地区の建柱事例なども調べて説明してほしい。  (配布資料なし、スクリーンに画像を投影)</li> </ol> </li> <li>・ 事務局では、委員の皆様にお集まりいただく負担を考慮し、また審議会の効率的な運営から、開催日を設定してきたところですが、本地区の事業の状況といたしましても、工事が計画的に進捗しており、昨年度からは、住宅ゾーン等の一部の仮換地の使用収益を開始し、今後も仮換地の使用収益の開始区域が拡大していく予定であることから、より事業の状況をお知らせできるよう、審議会を適した間隔で開催することや、まちづくりニュースの発行や通知の送付なども活用し、地権者の皆様への情報提供に努めたいと考えています。</li> <li>・ 吉川市内及び周辺の既成市街地の電柱の建柱状況について説明  歩行者、車いす、自転車、自動車などの通行者にとって、通行の</li> </ul>

	<p>危険やストレスを感じる。また、景観が阻害されているように感じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>吉川市内及び周辺の土地区画整理事業地内の電柱の建柱状況について説明 宅地内に建柱することで、歩行者の安全性が確保され、街並みや景観などにストレスを感じにくい環境として見ることができます。</li> <li>本地区の電柱の建柱状況について説明 当地区の電力等の供給方法は、電柱による場合と、地中化する場合と比較検討をいたしまして、地権者の皆さんの負担や事業の経済性などを考慮して計画をしてきました。 地区の顔となる幹線道路沿いの駅前広場から都市計画道路 21 号線、18-1 号線の交差点までは、共同溝方式による電線地中化。 また、同じ幹線道路でも、県道から交差点を直進いたしまして、吉川駅に向かう沿道サービスゾーンの沿線道路は、路線沿いには、極力電柱をたてずに、背面の道路から配線を供給する方法とすることで、幹線道路上につきましては全体的に、景観にも配慮した計画としています。 戸建住宅ゾーンなどは、街区の東側ラインと南側ラインを基本として、規則性を持たせた建柱ラインで、宅地内に電柱を設置していただくことで、効率的で、景観などにも配慮した計画としています。 宅地内建柱にあたっては、他地区の土地区画整理事業でも、地権者の皆様に対しまして、宅地内での建柱のご協力をお願いしている状況でございます。 良い街並みが形成できるよう宅地内に電柱を建柱することに積極的なご協力をお願いします。</li> </ul>
末重会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。</li> </ul>
中村委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱を移設することを東京電力に依頼する場合に費用負担はありますか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>最近の事例では、宅地内に電柱が設置されている場合には、その宅地の使用に支障があるときには、東京電力が無償または、相対の契約の中で、設置場所の変更等をするケースがあるのではないかと思います。</li> </ul>
中村委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱を抜いてもらう場合も同じですか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力に申し出をすることで、東京電力が対応するケースもあるようではございます。</li> </ul>
末重会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理事業の中で災害時の緊急用道路として、どこの幹線道路を使うとかの考えはありますか。</li> </ul>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県道越谷流山線は、昔の緊急輸送道路ということで指定を受けていました。本地区については、幹線道路という考えですと県道から入ってきて、吉川美南駅に向かう無電柱化されている道路が、本地区の中では主な幹線道路として考えています。その他の区画道路は、一般的な道路ということで認識をさせていただいて整理をしている状況です。</li> </ul>
小倉委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電柱と電柱の間隔は、決まっているのですか。</li> <li>・ 間隔が長いと線が弛んで、気持ちのいいものじゃないですね。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的には均等な間隔で計画する中で、宅地の状況により多少間隔が前後した配置で、宅地内での建柱を皆様をお願いしているような状況です。</li> </ul>
末重会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネット配線が不規則に配線されていて、電線に比べて実に醜い。何か規制とかはないのですか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京電力に指導確認をさせていただいた経緯がございます。</li> <li>・ その中では、例えば東京電力の電力線ですとか、ケーブル会社の通信線の取り付けをするポイントは定められているそうです。ただ架空線の配線が不規則にならないように、電柱を計画的に配置していく必要はあるだろうということでした。電柱がある程度規則的に並ぶことで、少しは解消されると考えています。</li> </ul>
末重会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先ほどの説明で投影された電柱の画像の中でケーブル会社の通信線が乱雑で整理されていない場所がありましたが、行政で監視とかは及ばないのかといつも思う。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケーブル会社の配線を認めているのは、東京電力などの会社が管理をしているのですが、東京電力に確認したところ不要となった電線類は、基本的には撤去しているとのことでした。</li> <li>・ また、ケーブル会社などの通信線などにつきましては、電線共架契約約款というものの中で、不要となった設備は、設置をした事業者が責任を持って撤去することになっているそうですが、なかなか全てにおいてそれを管理しているかという点、なかなか難しい状況であると聞いています。</li> </ul>
菊名委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、Wi-Fiが進歩してネット配線は減っていくと思います。</li> </ul>
末重会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケーブル会社の通信線が乱雑で整理されていないことについて、行政の方で美観とか景観に関する規制を考えていただけるか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政が直接的に規制をするのは難しいと思います。東京電力、NTTにケーブル会社の通信線が乱雑にならないようにしてもらいたいとの意見があったということは、お伝えさせていただきます。</li> </ul>

鈴木委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年中には、終わると言っていた公園のあたりの工事が遅れていると思います。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多少スケジュールがずれたりしているところはございますが、地区全体を考えると、大体計画的に進んでいるところです。それに沿って、仮換地の使用収益の開始も工事が終われば、境界杭を明示して、お立会いをお願いして、仮換地をお返りする流れになります。</li> <li>・市としては、できるだけ早く皆様に土地をお返しをすることを前提に事業を進めてまいります。</li> </ul>
事務局	<p><b>【連絡事項等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日の資料の中には個人情報の記載等がありますので、この場で回収をさせていただき、事務局にて適切に管理させていただきます。また、本日の審議会の中で、知り得た個人情報につきましても、取り扱いには十分ご注意くださいよう併せてお願いいたします。</li> <li>・市の政策室から委員の皆様にお願ひがありますので、政策室の職員を入室させてよろしいですか。</li> </ul>
末重会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局から、市の政策室から説明があるという申出がありました。担当職員を受け入れることについては、ご異議ございませんか。</li> </ul>
各委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議なし</li> </ul>
市 政策室	<p><b>【政策室からのお願い】</b>（口頭説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年に吉川市が市制施行30周年を迎えるので、56街区において記念事業を開催したい。現在、テレビ埼玉と市の共同主催でサーカスの誘致を検討している。公演期間は、令和8年3月下旬から3か月の期間を予定。その期間の中で市の祈念式典も予定している。吉川市と土地区画整理事業の周知・広報にも大きな効果が期待できると考えており、是非、事業用地を使用させていただくことについて、ご理解ご協力をいただければありがたいと思っています。</li> </ul> <p>本日、ご承諾いただけるようであれば、調整を進めていきたいと考えているところです</p> <p>合わせて、そのほかにも30周年の他のイベントでも土地区画整理事業地内の用地を一部使用させていただくこともあるかと思うのでその際にはご協力をお願いしたいと思っている。</p>
末重会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・何か質問ございますか。</li> </ul>
各委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無し</li> </ul>

